

(事務連絡)
令和2年4月21日

各特別養護老人ホーム施設長
各介護老人保健施設管理者
各介護療養型医療施設管理者
各介護医療院管理者
各居宅サービス事業所管理者

様

群馬県健康福祉部介護高齢課長 島田 和之

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いの延長について

このことについて、令和2年2月17日付け厚生労働省老健局の事務連絡を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、緊急事態宣言が発令されるなどの情勢を踏まえ、「一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合」について、群馬県が所管する介護保険施設及び事業所に係る令和2年3月の柔軟な取扱いを別添のとおり定めたところですが、県内で感染者が発生している状況を踏まえ、5月まで延長することとしましたので御承知願います。

なお、令和2年6月以降における取扱いについては、必要に応じて対応を検討します。

また、市町村や他県が所管する事業所における取扱いについては、各自治体に必ずお問い合わせください。

事務担当

福祉施設係（電話：027-226-2569）

保健・居住施設係（電話：027-226-2566）

居宅サービス係（電話：027-226-2575）